

児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱

第1 目的

この児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）は、厚生労働省本省（以下「本省」という。）と厚生労働省地方厚生局（以下「厚生局」という。）が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、手当の支給機関である都道府県、市、福祉事務所を設置する町村及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対して行う指導についての基本的事項等を定めることにより、児童扶養手当支給事務の円滑な実施と本省及び各厚生局が行う指導監査の均一な水準の確保を図ることを目的とする。

第2 指導体制

- 1 指導監査体制は、監査官を含めた2名以上の指導監査班により行うものとする。
- 2 本省と厚生局は十分な連携を図るとともに、各厚生局間においても相互の連携を図ることにより、均一な指導監査の実施に努めるものとする。

第3 実施計画等

1 指導監査対象の選定等

- (1) 各厚生局管轄の都道府県等を対象に指導監査対象を選定するものとする。
ただし、認定事務を行わない都道府県については対象から除外する。
- (2) 指導監査対象の選定にあたっては、関係都道府県等と十分な調整を行い、監査実施回数、指導結果及び改善状況を勘案して選定するものとする。
- (3) 指導監査は、都道府県等の受給者数、前回の指導監査時期、指導監査結果、改善内容及び都道府県が行う市、福祉事務所を設置する町村及び特別区（以下「市等」という。）に対する指導監査結果を踏まえ、対象の都道府県等を選定するものとする。
また、都道府県が行う市等に対する指導監査について、その指導状況を確認する必要があると認められる場合には、必要に応じて連携を図るよう留意すること。
- (4) (3) の他、都道府県にあっては3年に1回程度、市等については6年に1回程度の頻度によることを原則としつつ、これまでの監査実績及び監査体制の現状を考慮のうえ選定するものとする。
- (5) 本省における指導
 - ア 特に指導監査が必要と判断される都道府県等に対し指導監査を実施するものとする。
 - イ 各厚生局が行う指導監査に関すること及び連絡調整を行うものとする。

2 実施計画

指導監査の実施計画は、1により選定された中から前年度までの指導実績等を勘案して各厚生局が策定し、本省において毎年度末までに翌年度の実施計画を各都道府県等に対して示すものとする。

3 事前通知

指導監査の実施にあたっては、指導対象となる都道府県等に対し、実施時期、指導担当者の氏名、その他必要な事項をおおむね2か月前までに通知するものとする。

4 指導監査方法

指導監査方法は、児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則、児童扶養手当都道府県事務取扱準則、児童扶養手当市等事務取扱準則、児童扶養手当町村事務取扱準則及びその他関係通知に基づく児童扶養手当の支給事務の状況を対象として実施するものとし、指導監査に係る事前提出資料及び関係書類を閲覧し、関係者からヒアリング方式で行うものとする。

5 復命

復命については、指導監査の実施後、原則1か月以内に、その監査結果について復命書を作成の上、健康福祉部健康福祉課長に対して復命を行うものとする。

6 指導監査結果の通知等

- (1) 指導監査の結果については、監査の対象となった都道府県等に対し文書で通知するものとする。
- (2) 指導監査の結果から、その問題点及び改善について、特に文書をもって必要な助言又は指導をすべきとされたものは、文書で通知するものとする。
- (3) (2)の文書通知に対する対応結果については、期限（通知施行日以降2か月以内）を付して報告を求めるものとする。

7 その他

- (1) 具体的な指導監査の実施については、毎年度、別に定める児童扶養手当支給事務指導監査実施方針によるものとする。
- (2) 厚生局は、指導監査結果等の通知を行ったときは、その写しを厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課へ送付するものとする。

附 則（施行期日）

この実施要綱は、令和3年4月1日から施行する。